

渡邊忠司著『近世社会と百姓成立——構造論的研究——』

本城 正徳

一

渡邊忠司氏は、すでに近世大坂に関する複数の著書を書かされているが、長年勤務された大阪市史料調査会から佛教大学文学部に移られたのを機に、近年精力的にこれまで蓄積されてきたご研究をまとめられつつある。二〇〇五年に刊行された『大坂町奉行と支配所・支配国』（東方出版）は、そうした成果のひとつである。右の書名からもわかるように氏の研究の守備範囲は広いが、本書の「あとがき」でもふれられているように、氏のもともとの中心的な問題関心は、近世徴租法および村落構造論の分野にすえられていた。

したがって、本書は、氏の本来の研究分野に属する最初の研究書ということができるとであろう。

さて、本書「あとがき」によれば、「本書は近世の百姓のあり方に対する極めて素朴な疑問から出発している」とある。「はしがき」によれば、それらの疑問とは、ひとつには、検地帳などで圧倒的多数派として登場する「一石未満・一反未満の高持百姓らは年貢・諸役を負担しながら、どのようにして自らの生活や農耕の日常を凌いでいたのか」という問であり、今ひとつは、「なにゆえ日本では農業・農民といえは稲作農家・農民だけが強く意識されるようになったのか、それはどこに発端があるのか」という問

である。「はしがき」では、さらにこれらの間に対してす
でに出されている「それなりの答え」として、深谷克己氏
の研究（『百姓成立』、塙書房、一九九三年）、網野善彦氏の研
究（『日本中世の百姓と職能民』、平凡社、一九九八年）等が注
目、検討された上で、「本書は、これら自問自答に近い疑問
に対する筆者なりの解答である」とされる。

本書は、以上のような明快な主題（課題）設定のもと、
既発表論文八編を一部または全面的に改稿し、以下に示す
とおり、五章からなる本論部分に序章と結言がおかれると
いう、本格的な著書として、構成されている。

序章 本書の研究視角と構成

第一章 近世の「百姓」像

第二章 近世領主の百姓「保護」構造

第三章 近世初期の百姓・村と年貢負担

第四章 近世百姓・村の組織成と構造的特質

第五章 百姓・村と質入

結言

本書の著書としての課題と結論は、序章と結言として、
著者自身によってまとめられており、明快である。しかし
ながら、書評の作法として、以下、まずごく簡単にではあ

るが、各章の要旨を紹介する作業からはじめることとした
い。

二

まず序章では、安良城盛昭氏の研究（『幕藩体制社会の成
立と構造』、御茶の水書房、一九五九年）とその後の氏の研究
に対する諸批判の検討を軸に、近世農民に関する近年の研
究状況が整理され、すでに述べた著者の問題関心と疑問点
についての研究史的な位置づけがなされる。なかでも、零
細な小農民経営の再生産構造への関心から、佐々木潤之介
氏の研究および前掲の深谷克己氏の研究が改めて注目され
る。深谷克己氏が提議した「百姓成立」論については、一
定の評価がなされるものの、なお説明しきれいていないとし
て「百姓と村が独自に作り出してきた再生産構造」の追究
の必要性が指摘される。その上で、本書の主題が近世社会
における「百姓成立」の構造とその条件の解明にすえられ
ており、そのために準備された本論五章の構成および各章
ごとのねらいが予め提示される。

第一章では「百姓成立」の分析作業の前提として、近世
における「百姓」概念の再検討がなされ、近世領主が求め

た百姓像が跡づけられている。農民と同義語化された近世の「百姓」概念は、領主側の意識的な政策に拠っていること、具体的には、近世の「百姓」概念は、豊臣政権によって確立され、家光に至る三代の徳川政権によって概念の普及・一般化がはかられたことを指摘する。

ついで第二章では、領主権力による「百姓成立」の構造の設定と確保という観点から、寛永期までの幕府農政法令の分析が行われ、法令を規制・禁令とのみみるのは一面的であり、百姓の生活や農耕を保護するという側面も含まれている点を指摘する。それは領主側の百姓保護構造といえるものであるが、同様の指摘は、近世社会の基軸である年貢制度にも指摘しうるとする。すなわち、近世初期に採用された徴租法である検見制は、仕法そのものに年貢米を徴収しすぎないようにする機能があり、徴租法そのものが百姓の再生産を保護・育成する特質をもっていたとする。とりわけ、こうした特質は、不作には検見引が約束される一方で、検地による石高設定（反当りの石盛）以上は年貢米徴収ができない構造をもつ畝引検見制にもっとも顕著であり、畝引検見制のもつ「百姓成立」に果たす役割が高く評価されている。

第三章以下においては、以上のような領主権力による「百姓成立」の考察をふまえて、百姓・村自らが積極的に創出した再生産維持のための構造が追究される。

まず第三章では、河内国丹北郡六反村、摂津国西成郡十八条村という二つの村がとりあげられ、これら両村が、近世前期畿内村落の二類型（六反村は、持高一〇〇石以上の突出した百姓と二〇石以下の中小の高持百姓で構成される第一類型、十八条村は、二〇石以下の中小の高持百姓だけで構成される第二類型）に属する村落であることが指摘される。その上で、二つの類型を代表する両村の一七世紀を通じての年貢負担の構造とその変化が詳細に跡づけられる。六反村では幕領となった元和（一六一五）年以降に、また十八条村では板倉氏領となり分付構造が解消される寛文元（一六六二）年以降に、それぞれ年貢徴収における村請制の徹底化（庄屋請負制の消滅）がはかられたことが指摘されるが、分析の中心は、寛永〜万治期の十八条村に存在した分付主と分付百姓からなる分付構造（分付組）である。すなわち、村内の数家族から構成される分付組は、組内において年貢米の未進米を補填する機能をもち、零細百姓の経営保護機能を有することが明らかにされる。同村にみられる分付構

造は、百姓間の支配・隷属関係の側面でのみとらえきれぬものではなく、むしろ、年貢徴収に対応する百姓相互の扶助関係として百姓が意識的に結んだ「百姓が自ら創出し維持していた自主的な相互扶助構造」であったことが指摘される。

ついで第四章では、用役牛の共同保有である牛組がとりあげられる。牛組は畿内農村では近世初期から一般的な存在であることをおさえた上で、十八条村の事例が分析され、同村では一七世紀に牛組と分付組が併存し、それらを基盤にして五人組が編成されたことを、これら諸組を構成する百姓の一致という事実によって検証する。中小百姓経営の維持・継続のための相互扶助組織としての牛組の役割は、寛文元年の領主交替による分付組解体以降一層重要性を増すこと、牛組が畿内における「百姓成立」の基であったことが指摘される。

第五章では、一七世紀後半の十八条村を対象に、同村独自の資金調達の構造が分析される。同村では、衣類・家具等の生活用品を定期的に大坂市中の特定の質屋に質入し、その借金でもって年々の年貢完済と百姓経営が補填・維持されていた事実を説明し、村と百姓によって独自に創出さ

れた「百姓成立」の方法の具体例のひとつと評価している。

そして、結言では、以上のような各章の要旨を確認した上で、「百姓成立の構造は領主権力が設定したというよりも、百姓・村が自ら編成した、あるいは以前からの村社会にあった相互扶助構造を積極的に継続・維持したことで創出された組編成を基軸にした村の構造であったといえよう」という本書を通じての著者の基本的な主張点が改めて強調・確認される。そしてその上で、今後の近世百姓・村研究に対する展望として、組に注目すべきことが述べられる。すなわち、村内の複数の百姓が組を編成し、それぞれの組が結合して村を構成するという視点の重要性が、近世村落の構造的特質の把握のみならず、村落自治の問題まで視野にいられた形で、指摘されている。

三

以上の要約からもわかる通り、本書の内容は、実質的には近世前期の村落構造と農政全般に及ぶものであり、提示されている論点も広汎かつ多彩である。評者の能力では、残念ながらこれらすべての論点に対して適切な論評を加えることは難しい。以下、不十分なものはあるが、まずは

本書の意義について、ついでいくつかの疑問点について述べることで評者としての責めを塞ぐこととした。

さて、まず本書の第一の意義として、近世社会における「百姓成立」を考える際の新しい視点^{II}分析視角として村内の組織編成に注目し、畿内農村の個別事例分析をふまえて、組が年貢負担・納入の相互扶助組織として機能していたことを論証した点があげられよう。さらに、こうした組織編成の基盤が牛組に代表されるような百姓自らが積極的に創出した自主的相互扶助組織であると捉えた点も重要な指摘であろう。組による相互扶助構造こそが「百姓成立」を可能にした基軸的な条件であるという本書の主張は、領主側の仁政イデオロギーや「御救」等の施策、あるいは在方での農間稼ぎや商品作物栽培等の諸論点から構成されてきたこれまでの「百姓成立」論に対して、確かに新しい視点と論点を提示することに成功していると思われる。また、結言において展望として示された今後の近世百姓・村研究進展にとつての組織編成という視点の重要性も、説得力があるように思われる。

ついで本書の第二の意義として、右の第一点と関連するが、近世前期畿内農村における村内レベルでの年貢納入構

造を、領主の交替に伴う時期的変化・区分をも含めて、詳細に実証した点をあげておきたい。全国的にみれば近世在方史料が豊富に残されているといわれる畿内農村にあつても、一七世紀の在方史料の残存は乏しい。そのなかにあつて、第三章で示された六反村や十八条村の具体的な事例分析は貴重であり、従来、朝尾直弘氏の研究（『近世封建社会の基礎構造』、御茶の水書房、一九六七年）等によつて描かれていた近世初期畿内農村における年貢納入や村段階での年貢米換金化の問題に関する理解を、さらに深める素材を提示したものといえよう。なお、六反村の貢租賦課・納入状況については、本書のもともなつた既発表論文「近世前期の村落と年貢収納」（『ヒストリア』一〇五号、一九八四年）において、より詳細な分析が行われている。

さて、本書の第三の意義として、「百姓成立」の議論を近世徴租法研究の分野にもちこみ、検見制、とりわけ畝引検見制が「百姓成立」に果たす役割の重要性を指摘した点をあげておきたい。「百姓成立」にとつて、もつとも適格的な徴租法こそが畝引検見制であるという本書の主張は、畝引検見制を不安定な小農経営からの全剰余労働搾取と経営の安定的維持の両立をはかりうる仕法と捉えた森杉夫氏の

理解（『近世徴租法と農民生活』、柏書房、一九九三年）を、著者の問題関心から捉え直したものともしよう。しかし、単なる仁政イデオロギーをこえて、具体的な施策として検証しうる領主による「百姓成立」の議論が、いわゆる小農自立・小農維持政策としてこれまでも指摘されてきた諸政策にとどまるのではなく、領主―農民間の基軸的な関係である貢租制度、当面、徴租法のレベルにおいても、とうよりも、おいてこそ議論されるべきであるという本書の指摘は重要であり、さらに追究されるべき論点であるように思われる。

四

つぎに、本書の問題点あるいは疑問点の検討に移ろう。

百姓・村が自ら創出し維持してきた組編成による相互扶助構造こそが「百姓成立」の基軸的な条件と説く本書の意義は、すでに指摘したように研究的にみても重要であるといえよう。しかし、そうした新しい主張であるがゆえに、なお、あるいはさらに、説明すべき事柄が残っている（出てくる）ように思われる。

ここでは、以下、こうした観点から、「百姓成立」の構造

と条件という本書の主題にかかわるであろう問題点をいくつか指摘しておきたい。

まず第一に指摘したいのは、村内に存在する組編成（組織）の理解に関してである。具体的にいえば、五人組に代表される領主によって編成された組と、牛組のようにそれ以前から存在する組の性格の違いという点が気になった。五人組が、たとえ牛組のような百姓の自主的な組織を基盤にしたものであったとしても、一旦領主によって編成された以上、ここでは単なる既存組織の追認にとどまらない何らかの強制が伴うと考えられるからである。領主による公認・編成によって、いわば強制的な相互扶助組織としての性格が新たに付与される、あるいは、そうした性格を持つ組織へと転換されるのではないか、という疑問である。もしそうであるとすれば、領主による組編成以降の時期にあつては、構成員に大差がなく、表面的に類似の相互扶助機能が認められたとしても、それが自主的なものなのか、強制的なものなのかの見きわめは難しい。とりわけ、本書において主要な実証の対象となつている年貢納入に関しての相互扶助機能については、年貢徴収が領主のもっとも主要な関心事であるだけに、強制的な要素をまずは想定して

みる必要があるように思われる。ちなみに、五人組が寛永期には制度として確立され、その主目的が治安維持とならんで年貢収奪の確保・円滑化にあったことは、本書でも引用されている煎本増夫氏の研究(『幕藩体制成立史の研究』、雄山閣、一九七九年)においても指摘されているところである。

さて、第二の問題点として、「百姓成立」の全体像、当面、本書が対象とする一七世紀の全体像理解にかかわる点をあげておきたい。本書では、当該期における「百姓成立」の構造、条件として、①領主権力による百姓「保護」構造と②村内に存在する自主的な組織編成が果たす相互扶助構造・機能が注目され、とりわけ後者が基軸的な条件と評価されている。しかし、「百姓成立」の全体的な構造を考えると、果たしてそれで十分なのであるかという疑問である。本書では「百姓成立」にかかわる村の役割についても、村請制下の村による村民扶助の問題として視野に収められている(③村の役割)。また、本書では、深谷克己氏が「百姓成立」の条件として説く余業・諸稼ぎや商品作物栽培等のいわば百姓の個別経営レベルでの努力(④とする)についても否定されているわけではない。つまり、近世前期の

「百姓成立」は百姓の再生産の全体的な構造を描くには、①②以外にも、少なくとも③④の要素を組み込む必要があるように思われるのである。より具体的に言えば、当該期の百姓の再生産は、①のもとで③②④が相互に関連しあう形で実現し、維持されていたように思われるのである。その際、③の村の役割については、すでに第一の問題点として示したと同質の問題(この場合は、村が果たす扶助機能を、領主による村請制下の村の論理で説明するのか、百姓共同体としての村の論理で説明するのか、という問になろう)が残されている点を確認しておきたい。また、④に関していえば、個別分析の舞台となった十八条村や六反村は大坂市中に近接しており、近世前期から市中と関連した余業や賃稼ぎの機会は十分にありえた点、六反村については、寛永九(一六三二)年に総石高の二五%(全畑高にほぼ相当)という高率の綿作率が確認できる事実(『新修大阪市史』第三卷、六〇〇頁)に注目しておきたい。少なくとも六反村では、すでに一七世紀前半において、綿作という商品作物栽培が中小百姓経営にあっても広汎に行われていたとみられるからである。

そして、右に述べたような構図で「百姓成立」の全体像

を考えると、改めて留意したいのは、領主権力にとっての「百姓成立」とは、年貢の完納とその持続こそが眼目であり、それに必要な限りにおいて百姓の再生産も保障・保護されるという点である。つまり、領主による「百姓成立」には、当然ながら領主側の都合・利害に基づく一定の限定があつたとみるべきであり、それゆえにこそ、百姓・組・村による自助・自主的な扶助が必要とされ、必然化されると考えられるのである。そしてまた、こうした中小百姓経営それ自体の維持を眼目としたいわば百姓・組・村による「百姓成立」は、単に領主による「百姓成立」を補完するだけではなく、場合によっては両者の間には、あつれきや矛盾が生じうるといふ点にも、留意しておきたい。近世前期の「百姓成立」を全体として明らかにするには、前述した①～④等の諸要素とその相互関連のあり方を、矛盾の所在にも留意しつつ、さらに追究してみる必要があるように思われる。

さて、第三の問題点は、徴租法に関してであり、とりわけ「百姓成立」に関連して高く評価された畝引検見制の位置づけと採用時期について、今少し丁寧な説明が必要と思われる点である。というのも、著者は、本書のもととも

なつた既発表論文において、この点に関して二つの異なる見解を示されているからである。まず「幕藩制的徴租法の成立過程」(『歴史評論』三六九号、一九八一年)では、二公一民制、土免制、色取検見制等の徴租法はいずれも幕藩制的徴租法たる畝引検見制の整備過程にある徴租方式であり、畝引検見制は寛永期には一般的に施行されるとする。一方、前掲の六反村を主対象とした「近世前期の村落と年貢収納」では、同村では色取検見制が一七世紀末まで採用され、畝引検見制への転換は元禄期以降であつたことを明らかにされている。後者は大阪歴史学会の大会報告であるが、報告後の質疑においては、さらに色取検見制が元禄期まで存続する六反村の事例は例外的ではなく、畿内幕領を含む広汎な地域でありうる事態との認識が示されている。

本書で展開された論旨からいえば、領主による百姓「保護」政策がおおむね完成する寛永期に、畝引検見制の導入がはかられたとみる方が説得力があるように思われるが、いかがであろうか。いずれにしろ、六反村は本書の重要な個別事例分析対象村であり、第二章までの政策(法令)分析による領主側からみた「百姓成立」論と、第三章以下で展開する村・百姓自身による「百姓成立」の分析をつなぐ

意味でも、しかるべき説明が必要であると思われる。また、六反村の事例のように一七世紀末まで色取検見制がずれこむのが畿内幕領では一般的であったのであれば、それはまた別の説明が必要になると思われる。ちなみに、森杉夫氏は、元和・寛永期頃には色取検見制が採用されるが、この仕法は当時の脆弱な農民経営の弾力性を奪い、寛永後期の「大飢饉の一大要因となったこと、それにかわって登場するのが畝引検見制であるとの見通しを示されている（『日本歴史大系』第三巻の第五章〔補説10〕、山川出版社、一九八八年）。検見制一般ではなく、畝引検見制を「百姓成立」に最も適的な徴租法とみるのであれば、本書でも登場している豊臣政権期の相対立毛検見・二公一民制以降の他の徴租法をも含めた形で近世前期における徴租法変化と、その中で畝引検見制の位置づけに関する説明が、渡邊説としては、なお十分には果たされていないように思われるのである。しかし、こうした課題はすでに本書の主題をこえているのかもしれない。評者としては、近世徴租法あるいは年貢制度を主題とした渡邊氏の新著において、より明快な解答が示されるであろうことを強く期待したい。

以上、不十分なものはあるが書評を試みた。評者の浅

学からの外れな点、著者の意に満たない点があったのではないかと危惧する。著者ならびに読者諸賢の御寛恕を乞う次第である。

渡邊忠司著『近世社会と百姓成立―構造論的研究―』（佛教大学研究叢書1、佛教大学、二〇〇七年三月刊、A5判、三一〇頁、本体価格六、五〇〇円）

（ほんじょう まさのり・元奈良教育大学教授